

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月27日(木) 15時20分から16時48分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 令和3年滝川市農地賃貸料情報について
- 6 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
- 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8 議案3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 議案4 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 19 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 6 番、山岸委員、7 番、中村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 5 番、報告第 2 号、令和 3 年滝川市農地賃貸借料情報について、事務局に説明を求めます。 報告第 2 号、令和 3 年滝川市農地賃貸借料情報ということで、昨年 1 年間の市内の賃貸借の状況を取りまとめましたので報告いたします。なお、極端に低額、もしくは高額に賃貸借されたものは集計から除いています。 各地区の平均賃貸借料と旧標準小作料の比率ですが、「田」については滝の川東が旧標準価格の 102.0%で、最も高い値となっています。

		次に東滝川が 101％、江部乙東が 97％、滝の川西が 96％、江部乙中 91％、江部乙西 87％となっています。また畑については、平均 2,555 円で標準小作料の 3,000 円を下回っております。各地区の賃貸料の最高額と最低額ですが、 江部乙東地区で最高額 5,600 円、標準額です。最低額 5,000 円、さんから さん他です。 江部乙中地区で最高額 8,000 円、標準額です。最低額 4,000 円、さんから さんです。 江部乙西地区で最高額 11,500 円、標準額です。最低額 5,000 円、さんから さんです。 滝の川東地区で最高額 11,000 円、さんから さん、最低額 7,000 円、さんから さんです。 滝の川西地区で最高額 10,000 円、さんから さん、最低額 7,000 円、さんから さんです。 東滝川地区で最高額 13,000 円、さんから さんです。最低額 10,000 円、さんから さんです。 一般畑で最高額 3,000 円、標準額です。最低額 1,000 円、さんから さんです。 西滝川地区は、さんから さんへの 1 件のみです。 昨年よりも標準額に近づいており、大きな変動はありません。以上です。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑・意見を終了します。報告第 2 号については、報告済・承認とします。
議 長		議事日程 6 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 2 件です。

		1 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 5,724 m²、さんとさんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。農地集約のため解約し、議案第 3 号で説明しますが、新たな貸借を予定しています。 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 40,984 m²、さんとさんの解約です。貸主の申出による解約です。斡旋に伴う解約です。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。先に議案第 1 号、申請番号 2 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 2 番について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号、申請番号 2 番について、原案のとおり決定とします。次に議案第 1 号、申請番号 1 番については、私の案件なので、会長職務代理に議長を引き継ぎます。
内野職務代理		議長を引き継ぎます。農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退席をお願いいたします。
		(委員 1 5 : 4 0 退室)
議	長	議案第 1 号、申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 1 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号、申請番号 1 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 5 : 4 1 入室)
内野職務代理		会長が戻りましたので議長をお返しします。
議	長	議長を引き継ぎます。

説 明 員	議事日程 7 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は使用貸借権 1 件、所有権移転 3 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、面積 52,131 m²、「畑」、面積 442.24 m²、 さんから さんへの使用貸借です。認定農業者となったさんに経営譲渡するものです。 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 584 m²、 さんから さんへの 3 条贈与です。譲渡の理由は面積の狭い耕作不便地を、経営の安定化を図るため さんが譲り受けるものです。 3 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 3,186 m²、 さんから さんへの 3 条売買です。売買価格は 10,000 円です。譲渡の理由は相続農地の処分のため、 さんは、購入後、農業倉庫建築等、経営の安定化を図るため譲り受けるものです。 4 番、東滝川 番、現況地目「田」、面積 55,220 m²、「畑」、面積 1,800 m²、 さんから さんへの 3 条贈与です。譲渡の理由は老齢による農地の維持困難であることから、経営の安定化を図るため譲り受けるものです。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。
	まもなく午後 4 時になることから、農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長します。
	次に議事日程 8 番、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農
	用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求め
	ます。

説 明 員	議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が 17 件、所有権移転 2 件です。更新については、氏名と期間、10a 当たり金額のみ説明とします。 1 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 1 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 5 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。4 番、5 番については来年、売買する予定のため 1 年となっています。 6 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 7 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,300 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、2,100 円です。 9 番から 15 番までは新規の賃貸借となります。 9 番、江部乙町 番、地目「田」面積 8,378 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。所有者の老齢による農地の維持管理困難なことから、新たに隣地耕作者の さんが耕作します。 10 番、江部乙町 番、地目「田」面積 5,724 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。農地集約のため解約した耕作不便農地を隣地耕作者の さんが耕作します。
-------	---

議 長 説 明 員	11 番、江部乙町 番、地目「田」面積 71,990 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。これまで さんに貸借していた農地を隣地耕作者の さんに貸借するものです。 12 番、江部乙町 番、地目「田」面積 30,774 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 13 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 1,240 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 14 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 11,420 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 15 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 2,290 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。所有者の経営規模縮小により近隣耕作者の さんが耕作します。 16 番、17 番は使用貸借の更新案件です。 16 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 1,240 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 17 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 2,506 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 次に所有権移転について、1 番、北滝の川 番、地目「田」面積 27,447 m²、 さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 6,861,000 円 10a 当り、25 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。2 番については、あっせん常任委員会より説明となります。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号 2 番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 2 番、売り手 さんから北滝の川 番、地目「田」12,965 m²の売渡のあっせんの申出が 1 2 月 8 日にありましたので農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん
-------------------------	--

	申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を1月17日午前9時25分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」12,965㎡、土地条件として、基盤整備、パイプライン、暗渠完了済。乾きがいいが、旧川を耕作した農地で一部ぬかるみということで、価格としては10a当たり「田」28万円、総額3,630,200円となっています。附帯物件は北滝の川番、「宅地」33.97㎡、北滝の川番「宅地」396.88㎡。無償譲渡。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議長	説明が終わりました。議案第3号、貸借権設定申請番号7番から10番を除く15件について、質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了します。議案第3号、貸借権設定申請番号7番から10番を除く15件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号、貸借権設定申請番号7番から10番を除く15件について、原案のとおり決定といたします。 次に賃貸借権設定申請番号7番から9番については、私の案件なので議長を職務代理に引き継ぎします。
内野職務代理	会長に代わって議長を務めます。賃貸借権設定申請番号7番から9番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員16：02退室)
議長	賃貸借権設定申請番号7番から9番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号7番から9番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、貸借権設定申請番号 7 番から 9 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 0 3 入室)
内野職務代理	会長が戻りましたので議長をお返しします。
議 長	議長を引き継ぎます。次に貸借権設定申請番号 1 0 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 0 3 退室)
議 長	貸借権設定申請番号 1 0 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 1 0 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号貸借権設定申請番号 1 0 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 0 4 入室)
議 長	議事日程 9 番、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号について、議案に相違がありますので差し替えます。
議 長	只今、説明員から説明があったので、暫時休憩します。
	休憩 1 6 時 0 5 分
	再開 1 6 時 2 2 分
議 長	再開します。事務局より説明願います。
説 明 員	議案第 4 号について説明します。1 1 月 1 8 日、さんより江部乙町番、地目「田」40,984 m ² 、「畑」1,147 m ² の売渡のあっせんの申出がありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 1 月 1 7 日 1 0 時 0 2 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開

		催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりましたが買い手の さんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。なお、公社の買い入れ対象農地は、地目「田」40,984 m²、「畑」1,147 m²です。土地条件として、基盤整備終了、 番の三角形部分はぬかるんでいて耕作不可。畑は未耕作の状態ということで、あっせん価格は、対象農地 10a 当たり「田」28 万円、「畑」5 万円、総額 11,532,000 円です。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。対象農地については、2 月の農業委員会総会で上程する予定です。附帯物件はありません。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第 4 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号については、原案のとおり決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
各 委 員		(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長		その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員		(行事日程等について資料に基づき報告)
議 長		第 20 回総会は 2 月 25 日 14 時からということで決定します。 以上をもちまして、第 19 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(16:48)